

## 令和2年度 第3回 八戸市男女共同参画審議会 議事録

日 時 令和3年3月18日(木) 10時30分～正午  
場 所 八戸市庁別館8階 研修室  
出席委員 8名 堤委員、慶長委員、安部委員、石橋委員、浮木委員、  
中山委員、二村委員、榎本委員

### ●司会

ただ今より「令和2年度 第3回 八戸市男女共同参画審議会」を開催いたします。本日の会議は、委員10名中8名出席ということで、過半数以上の出席でございますので、本会議が成立することを御報告いたします。また、当会議は「会議の公開」と「会議録の公開」としており、会議録につきましては、市のホームページで公開することにしておりますので、御了承ください。

それでは開会にあたりまして、会長より御挨拶をお願いいたします。

《会長挨拶》

### ●司会

ありがとうございました。これより進行は、会長をお願いいたします。

### ●会長

それでは、次第にそって、進めてまいります。まず、議案の1つ目ですが、令和2年度に実施した「市民アンケート」及び「事業所アンケート」の集計結果についてです。まず、市民アンケートの結果について、説明をお願いします。

### ●事務局

それでは、男女共同参画に関する市民アンケート結果について、概要をご説明いたします。お手元の「資料1 男女共同参画に関する市民アンケート結果概要」と書かれた資料をご覧ください。本調査は、令和3年度で計画期間を終了する「第4次八戸市男女共同参画基本計画」の進捗状況の指標にするとともに、「第5次八戸市男女共同参画基本計画」策定の基礎資料とすることを目的としています。調査対象は、満18歳以上の八戸市民1,000人です。回収状況は、有効回収数582件、有効回収率58.2%でした。それでは、調査結果の主なものについてご説明します。次のページをお開きください。まず、「男女共同参画に関する意識について」ですが、

(1) 各分野における男女の平等感では、「家庭生活」、「職場」、「地域活動」、「法律や制度」の4つの分野で、男性は「平等である」を選択した方の比率が比較的高

いのに対し、女性では、「男性の方が非常に又はどちらかといえば優遇されている」を選択した方を合わせた比率が上回っており、男女で平等感に差があることが分かります。

一方「学校教育」では、男女ともに「平等である」を選択した方の比率が高く、そして、「社会通念・慣習・しきたり」、「政治」では男女ともに「男性の方が非常に又はどちらかといえば優遇されている」を選択した方の比率が高い結果となりました。

平成 27 年度調査との比較では、「家庭」、「職場」の分野で、「平等である」と選択した方の比率が上昇しており、特に「職場」においては、「男性の方が非常に・どちらかといえば優遇されている」を選択した方の比率が、男女ともに下がっております。

(2) 固定的性別役割分担意識に関する設問では、男女ともに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」と答えた比率が高く、特に男性では、平成 27 年度調査と比較し、「同感しない」と答えた比率が 10 ポイント上昇しました。

(3) 進路や職業を選択する際の性別意識についてはご覧のとおりです。

(4) 外部サービス利用を含めた家事分担の理想は、今回調査からの新しい設問です。

まず、外部サービスの利用については、「育児」及び「介護」では、外部サービスの利用に積極的なのに対し、「育児・介護以外の家事」では、外部サービスの利用を選択した比率はそれほど高くありませんでした。

配偶者との分担では、男女ともに「半分ずつ分担」を選択した方の比率が最も高かったものの、次いで、男性では「配偶者の方がより多く分担」、女性では「自分の方がより多く分担」を選択した比率が高く、固定的性別役割分担意識の影響が見取れます。

7 ページにまいりまして、「男女共同参画に関する用語 及び 市事業の認知度について」ですが、用語では、平成 27 年度調査と比較し、「男女共同参画社会」、「ワーク・ライフ・バランス」の認知度が大きく上昇しました。

「ドメスティック・バイオレンス」は、引き続き高い認知度があります。

今回新設した「LGBT」では 7 割前後、「ダイバーシティ」では 5 割前後の認知度がありました。市の事業では、全体的に 1～2 割程度の認知度となりました。

8 ページにまいりまして、「仕事における男女共同参画について」ですが、(1) 仕事や就職活動における男女差はご覧のとおりです。

次の(2) 女性活躍のために必要なこと、は今回調査からの新しい設問です。

男性では「職場での制度(育児休業、介護休暇等)を整える」と答えた比率が最も高く、次いで「突発的な状況でも休暇が取得可能な業務体制の整備や雰囲気づくりを

する」が高かったです。

一方、女性では「突発的な状況でも休暇が取得可能な業務体制の整備や雰囲気づくりをする」と答えた比率が最も高く、次いで「男性の、家事や育児、介護などの家庭参加を進める」が高いことから、男女ともに、女性の活躍のためには、家庭との両立支援に課題がある、と感じており、その上で、男性は制度の整備、女性は周囲の理解と協力が必要だと考えていることがわかります。

(3) 女性の登用拡大のために必要なこと、では、今回新設した選択肢「特に必要なことはない」を選択した比率が、男性で 10.8%、女性で 5.5%あり、男性の方が「登用拡大の取組は不要」だと考える比率が高い結果となりました。

(4) 男女が共に働きやすい環境づくりのために必要なこと、では、(2) 女性活躍のために必要なことと同様、男女ともに家庭との両立支援を重視しているという結果となりました。

平成 27 年度調査との比較では、「労働時間の短縮や在宅勤務など、自分に合った働き方ができる」を選択した方の比率が上昇しており、新型コロナウイルスの感染拡大によって、働き方に対する意識が変化してきていることが窺えます。

11 ページにまいりまして「仕事、家庭、地域活動における男女共同参画について」です。

(1) 家事への参画度について、男女別にみると、ほとんどの項目において、「している」、「どちらかといえばしている」と答えた比率で、女性が男性を上回っていますが、「ごみ出し」、「介護」では男女に大きな差は見られません。

(2) 男性の家事参画のために必要なことは、今回調査からの新しい設問で、男女ともに「夫婦や家族間でコミュニケーションを図る」を選択した比率が最も高い結果となりました。

次に、「地域活動における男女共同参画について」です。

(1) 地域活動への参画度では、「自治会・町内会の活動」、「PTA や子ども会の活動」では、女性の方が「参加したことがある・現在参加している」と答えた比率が高く、地域住民で持ち回って運営している団体においては、女性の方がより多くその活動を担っていることがわかります。

(2) 地域活動への参加を進めるために必要なことでは、男女ともに「地域活動の内容を広く知ってもらうための情報発信や活動場所・方法を増やす」、「地域活動の目的や効果を明確にして PR する」を選択した比率が高く、活動内容の見える化が求められていることがわかります。

17 ページにまいりまして、「ワーク・ライフ・バランスをめぐる状況について」ですが、「仕事」、「家庭生活」、「地域活動・個人の活動」の優先度では、希望においては、男女ともに「「仕事」と「家庭生活」をともに優先」を選択した比率が高く、

一方、現状において、男性では「仕事」を優先、女性では「家庭生活」を優先を選択した比率が最も高く、固定的性別役割分担意識の影響が見て取れます。

18 ページにまいりまして、「少子化対策について」です。

出生率低下や少子化対策として必要なことでは、新設した選択肢「子育てできる安定した収入の確保」のほか、「出産や子育て中の経済的負担の軽減」、「仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備」を選択した方の比率が高く、安定した雇用と収入が重視されていることが分かります。

19 ページ、「ドメスティック・バイオレンスについて」です。

- (1) DV 経験の有無、では、男女とも大きな変化はありませんでした。
- (2) 誰かに相談したか、では、女性の「相談した」と答えた比率が大きく下がっています。
- (3) 相談しなかった理由はご覧のとおりです。

20 ページにまいりまして、「男女共同参画社会実現に向けての意見について」では、男女ともに「子育てや介護を支援する施設・サービスを充実する」を選択した比率が最も高く、次いで男性では「男女の雇用の機会や条件の差をなくすように、会社や事業主に働きかける」、女性では「学校や学習施設で、男女共同参画についての教育や学習を進める」が高い結果となりました。詳細な数値などについては、お手元に配布している「資料 1 - 2 市民アンケート（速報値）」もご確認ください。以上で、市民アンケート結果についての説明を終わります。

●会長

ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、皆様から何か御意見・御質問はありますか。そのほかございませんか。

<質疑なし>

●会長

ないようですので、事業所アンケートの結果速報値について、説明をお願いします。

●事務局

それでは、事業所アンケートの集計結果、速報値について、ご説明いたします。

<事務局説明>

## ●事務局

それでは、男女共同参画に関する事業所アンケート結果について、概要をご説明いたします。お手元の「資料2 男女共同参画に関する事業所アンケート結果概要」と書かれた資料をご覧ください。本調査は、市民アンケートと同様に、第4次男女共同参画基本計画の進捗状況の指標にするとともに、第5次男女共同参画基本計画策定の基礎資料とすることを目的としています。調査対象は、30人以上の従業員がいる八戸市内の事業所300箇所といたしました。回収状況は、有効回収数148件、有効回収率49.3%でした。

次のページをお開きください。

まず、「回答事業所の概要について」は、ご覧のとおりです。

2ページにまいりまして、「育児・介護との両立支援について」です。

(1) 働きながら子育てを行う従業員に対する制度の導入状況ですが、「育児休業中又は復帰前後の講習等の実施」と「事業所内託児施設」を除く項目で、若干ずつ上昇しております。

(2) 育児休業取得率では、男性の育児休業取得率が大きく上昇しておりますが、全国や県内での取得率と比較し、極端に高い比率となっておりますので、設問の読み間違いや、記入誤りの可能性を考慮する必要があります。

(3) 働きながら介護を行う従業員に対する制度の導入状況はご覧のとおりです。

(4) 介護休業および看護休暇の取得状況では、いずれの制度でも女性が男性の倍近く取得しており、偏りが見られますが、平成27年度調査との比較では、いずれの制度でも男性の比率が上昇しており、意識の変化や育児・介護休業法の改正が影響していると思われます。

次に、「男女がともに働きやすい環境づくりについて」です。

(1) 男女がともに働きやすい環境整備のための取組、では、平成27年度調査と比較し、「休暇取得を促進している」を選択した事業所の比率が大きく上昇しており、次いで「男性労働者の育児等への参加について奨励している」、「時間外労働(残業)を縮減できるよう事務の効率化に取り組んでいる」の項目が上がっています。

(2) ワーク・ライフ・バランス推進のために必要なこと、(3) ワーク・ライフ・バランスを進めるうえでの課題は、ご覧のとおりです。

(4) ハラスメントを防止するため取組、は、平成27年度調査では、セクシャル・ハラスメントに限定した内容の設問だったため、数値の比較において留意が必要です。

項目別でみると、「ハラスメントがあってはならない旨の事業主の方針、対処の内容を就業規則などに明確化している」、「相談・苦情窓口を設けている」を選択した事業所の比率が特に高い結果となっております。

8 ページにまいりまして、「女性の活躍促進について」です。

(1) 女性の活躍を促進するための取組、では、「業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を性別に関係なく実施している」を選択した事業所の比率が特に高く、一方、「特に何もしていない」を選択した事業所も一定数ある結果となりました。

(2) 女性の活躍を促進する上での課題はご覧のとおりです。

次に、「助成金の利用状況について」です。

平成 27 年度調査では選択肢が、利用したことがある又はない、の 2 択でしたが、今回の調査では、「利用したことがある」と「制度を知っているが利用したことがない」、「制度を知らない」の 3 択としたため、利用したことがない事業所のうち、制度を認知している事業所の比率が分かるようになっています。

助成金ごとに見ると、「キャリアアップ助成金」と「人材開発支援助成金」が特に認知度が高い結果となっています。

11 ページにまいりまして、「男女共同参画社会実現に向けての意見について」ですが、項目別では、「保育所や学童保育、病児保育などの施設や保育サービスを充実する」、「高齢者や傷病者のための施設や介護サービスを充実する」を選択した事業所の比率が特に高い結果となり、市民アンケートの結果とも重なります。詳細な数値などについては、お手元に配布している「資料 2 - 2 事業所アンケート(速報値)」もご確認ください。以上で、事業所アンケート結果概要についての説明を終わります。

●会長

ありがとうございました。こちらも、何かご意見・ご質問ありましたらお願いします。

<質疑なし>

●会長

ないようですので、議事の 2 つめ、「第 5 次八戸市男女共同参画基本計画策定について」に入ります。まず、事務局より説明をお願いします。

●事務局

「第 5 次八戸市男女共同参画基本計画策定について」に移ります。

それでは、国の第 5 次男女共同参画基本計画について、概要をご説明いたします。お手元の「資料 3 国の第 5 次男女共同参画基本計画(概要)」と書かれた資料をご覧ください。

国の男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会形成を促進する施策の総合的かつ計画的推進を図るためのものです。第5次基本計画では、令和12年度末までの「基本認識」、並びに令和7年度末までを見通した「施策の基本方向」及び「具体的な取組」が定められています。

まず、第5次基本計画の策定にあたっての基本的な方針についてですが、資料のとおり、男女共同参画社会の形成を促進するために、「目指すべき社会」として4項目、そして、「社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題」として8項目がまとめられております。そして次のページには、それらを踏まえた「基本的な視点及び取り組むべき事項」10項目がございます。基本的な方針の中で特に強調されていた点を説明します。一点目は、指導的地位に占める女性の割合についてです。今から17年前に策定された第2次男女共同参画基本計画に盛り込まれた、「2020年までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%とする」という、いわゆる「2020年30%」目標は、社会全体において十分に共有されず、現状において「30%」の水準に到達しそうとは言えません。よって第5次基本計画では、②にあるとおり、指導的地位に占める女性の割合を2020年代の可能な限り早期に30%程度とし、さらに、その水準を通過点として、さらに上昇するよう女性の参画が遅れている分野を中心に取組を強化するとしています。

2点目は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響です。新型コロナウイルス感染症の拡大は、特に女性に大きな影響を及ぼしており、DVや性暴力の増加・深刻化、女性の雇用への影響等は男女共同参画の重要性を改めて浮き彫りにしました。よって、⑥として、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化すること、⑦として、多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進めること、とされています。

3点目は、地域における男女共同参画についてです。現在、地方では、深刻な人口流出や少子高齢化に直面しており、また、近年では若い女性の大都市圏への転入超過が増大しています。その背景として、国では、地方には固定的な性別役割分担意識等の偏見が根強く存在しており、女性の居場所や出番が奪われてしまっていることが原因、と分析しています。地域社会の持続可能な発展のためには、女性にとって魅力的な地域を作ることが重要です。

よって、⑨のとおり、地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が展開されるよう、地域における様々な主体が連携・協働する体制をより一層強化する、としています。そのほか各項目の詳細につきましては、お手元に配布の資料をご覧ください。

3ページにまいりまして、第5次男女共同参画基本計画の政策について説明します。第5次基本計画の政策は、「Ⅰあらゆる分野における女性の参画拡大」、「Ⅱ安全・

安心な暮らしの実現」、「Ⅲ男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の3つの政策領域と、それらを総合的かつ計画的に推進するための「Ⅳ推進体制の整備・強化」で構成されています。

そして、Ⅰ～Ⅲの各領域の下に重点的に取り組む11の個別分野が設けられています。

主なものをいくつか説明します。

第①分野は、先ほど申し上げた、指導的地位に占める女性の割合を増やすための政策がまとめられています。

第②分野「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」では、働く人々が、性別に関わりなくその能力を発揮することが、経済の活力向上のためにも重要とし、働く場における男女共同参画の推進と、ワーク・ライフ・バランスの実現に関する政策がまとめられています。

具体的な政策の中には、「就活セクハラ防止のための実態把握と関係省庁における連携強化」とあり、これは、第5次基本計画策定にあたって実施されたパブリックコメントにおいて、若者からの要望が多かった項目とのことでした。

第③分野「地域における男女共同参画の推進」は、先ほど申し上げた、地域における男女共同参画推進のための政策がまとめられています。

第⑤、第⑥分野も先ほど申し上げた項目に関連した分野で、第⑤分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」では、具体的な政策として、「SNS等を活用した、若年層に届きやすい啓発活動の展開」などがあります。

第⑧分野「防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進」では、女性と男性では災害から受ける影響に違いがあり、平常時における、家事・育児の分担や性暴力などのジェンダーの課題が拡大することから、女性の視点を取り入れた防災・復興の取組の浸透を図る、としています。

そのほかの分野の詳細につきましては、お手元に配布の資料をご確認ください。

以上で、国の第5次男女共同参画基本計画の概要説明を終わります。

#### ●事務局

それでは、「第5次八戸市男女共同参画基本計画策定について」ご説明いたします。八戸市男女共同参画基本計画につきましては、審議会でこれまでもご説明させていただいており、既に理解を深めている委員の皆様もいらっしゃると思いますが、5年に1回の策定作業であり、基本計画策定に携わることが初めての委員の皆様もいらっしゃることから、第5次八戸市男女共同参画基本計画策定の具体的なお話しに入る前に、今一度策定の趣旨などをご説明したうえで、進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

データでもお送りしておりました、【資料4】「第4次八戸市男女共同参画基本計画



概要版」を資料として、基本計画についてご説明しますので、資料4の、裏面の方をご覧ください。

こちらは、皆様に配付しておりました第4次八戸市男女共同参画基本計画の小冊子の概要版です。

まずはこの資料を用い、今後ご審議いただくことになる八戸市男女共同参画基本計画とは何かについてご説明させていただきます。

基本計画は、一言で言いますと八戸市における「男女共同参画社会」を実現するための指針となるものです。

No.1の策定の趣旨、No.2の計画の位置づけにあるように「八戸市男女共同参画基本条例の理念である「男女一人ひとりが生き生きと暮らせる八戸市」を築くために、市として取り組むべき方向性と実効性のある事業の実施を目的に策定するものです。

その策定にあたっては、「男女共同参画基本法」や「国の男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、県の「あおりプラン21」と「八戸市の総合計画」との整合性を図って策定することになります。

No.3の計画の期間についてですが、現行の第4次基本計画の期間は、平成29年度からの5年間としており、令和4年3月31日で終了を迎えることから、現在、令和4年度を開始年度とする第5次基本計画の策定作業を進めている状況にあります。

次に、No.4の当市が目指す「男女一人ひとりが生き生きと暮らせる八戸市」を築くための基本目標についてですが、当市は基本目標として、

「固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を可能とする社会」、  
「男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会」、  
「男女の人権が尊重され、個人が尊厳を持って生活できる安全・安心な社会」の3つを掲げております。

これからご審議いただく予定のNo.5の施策の体系につきましては、それぞれの基本目標ごとに、基本目標を実現するための方向性として「施策の基本方向」を定め、また、基本目標を実現するための方策として「実施施策」を位置付けた内容となっております。

なお、この資料には記載がありませんが、この実施施策の次に、各関係部署が実施する各種事業が、施策を実現させるための具体的な手段として紐づけられるイメージです。事業の詳細は緑の小冊子に記載してございます。

以上が、八戸市男女共同参画基本計画の大まかな説明となります。

それでは、次に第5次八戸市男女共同参画基本計画の策定方針についてご説明いたしますので、追加資料として本日配布しました、「第5次八戸市男女共同参画基本

計画の策定方針について」とついたカラー 3 ページつづりの資料の 1 ページ目をご覧ください。

こちらの資料は、この後、ご説明いたします、「第 5 次八戸市男女共同参画基本計画の骨子案」を策定するに当たり、八戸市としての策定方針すなわち考え方をまとめたものです。

まず、その策定方針の 1 つ目、誰もが理解しやすい計画を策定するについてですが、策定にあたっては、八戸市が目指す男女共同参画社会を実現、言い換えますと男女一人ひとりが生き生きと暮らせる八戸市を実現するためには、市民、事業者、行政それぞれが、基本計画の趣旨を理解し、実践することが肝要であることから、計画の策定にあたっては、わかりやすい文言や表現を用いるなど、誰もが理解しやすい計画を策定したいと考えております。

次に、2 つ目、八戸市の実情を踏まえた計画とするについてですが、策定にあたっては、国や県の基本計画、八戸市総合計画との整合性を踏まえつつ、アンケートの結果から、八戸市の現状を分析するとともに、審議会や庁内関係課とのワーキング会議ほか、広く市民のご意見をいただくためのパブリックコメント等により、八戸市の実情を踏まえた目標や施策を立案し、計画に位置づけます。

次に 3 つ目、多様な分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込むについてですが、策定にあたっては、私たちが目指す、男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる八戸市を実現するためには、多様な分野において、男女共同参画・女性活躍の視点を取り込んだ施策の推進が重要であることから、計画に位置付ける事業は、市のすべての政策を対象として検討します。

ちなみにですが、ここで言う、「政策」とは、市が目指すべき「まちづくりの方向や目的」、「施策」とは、政策を実現するための方策、「事業」とは、施策を実現させるための具体的な手段と捉えてお話しさせていただいております。

次に 4 つ目、男女共同参画の視点から、多様性を尊重するための施策を新たに位置づけるについてですが、こちらは、この後の第 5 次八戸市男女共同参画基本計画の骨子案において、新しく登載した理由であり、「基本方向や実施施策」の考え方もありますが、固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景として、性自認・性的指向に関すること、高齢であること、障がいがあること、ひとり親であること等の理由により、生きづらさを感じている人々への理解を深め、社会全体で多様性を尊重するための施策を新たに位置づけることとします。

次に 5 つ目、計画の進行管理を位置づけるについてですが、策定にあたっては、

計画の期間が5年間であることを鑑み、計画の期間中も社会情勢などの変化に対して適切に対応するため、計画に登載する事業については、第2回目の審議会第4次基本計画の進捗状況をご審議いただいたように、毎年の評価を行うとともに、必要に応じて事業の見直しや新たな事業の追加などを行うこととし、進行管理についても計画に位置づけることとします。

次に同じ資料の2ページ目と3ページ目についてご説明しますので、クリップを一度外していただき、比較して見やすいよう並べてご用意ください。

2ページ目には、「第4次八戸市男女共同参画基本計画」の体系図を、3ページ目には、ただ今ご説明させていただいた策定方針に基づき、策定した第5次基本計画の骨子案の体系図となります。

並べてみていただくと、第4次基本計画と第5次基本計画の骨子案とでは、どこの何がどう変わったのか、比較してみますとわかりやすいと思い、両体系図を用意しました。

うち、3ページ目の「第5次八戸市男女共同参画基本計画の骨子案」をご覧ください。

次期計画では、現行計画である第4次基本計画の施策の基本方向をベースに、国・県・総合計画・アンケート結果・社会情勢の変化等を踏まえ、見直した部分を朱書きで表記しております。

また、前段として骨子案には、「促進」、「推進」、「増進」という用語を使用しておりますが、こちらについては、「促進」とは、市民・事業者を主体として、物ごとが進むように促し、努力していくこと、「推進」は行政が主体となって物事を押し進めていくこと、「増進」とは、健康などが増し進めることを指して、用いております。

それでは、それぞれの位置づけについて、説明させていただきます。

まずは、左側の3つの基本目標についてですが、1, 2はこれまでどおり、3については、冒頭の男女の人権の部分を「すべての人」と言い換えております。この部分に関しましては、この目標に繋がる施策の基本方向や実施施策に多様性の尊重を位置付ける考え方からの見直しです。

次に、施策の基本方向についてですが、1つ目、「男女共同参画に向けた意識づくり」として、

(1)「男女共同参画への関心や理解の促進」と(2)「将来を担う次世代に向けた男女共同参画の推進」を位置付けております。

2つ目、「誰もが活躍できる環境づくり」として、(1)「あらゆる政策・方針決定過程への女性の参画拡大」、(2)「働く場における男女共同参画の推進」、(3)「地域生活における男女共同参画の推進」、

3つ目、「誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり」として、(1)「誰もが安全に暮らせる環境の整備」、(2)「生活上の困難に対する支援と多様性の尊重」、(3)「生涯を通じた男女の健康づくりの推進」としております。

次に、基本方向に基づく実施施策について主なものを説明いたします。

男女共同参画に向けた意識づくり」の(2)「将来を担う次世代に向けた男女共同参画の推進」は、主に教育の場における男女共同参画意識の醸成するための施策です。ちなみに市民アンケート速報値の問6、各分野における男女の平等感について問う設問では、教育分野は他の分野に比べ比較的高い数値を示しておりますが、前回調査との比較では数値が低くなっています。

また、次世代を担う子どもたちの男女共同参画意識を養成していくことは、未来の社会における男女共同参画の基盤となることから、引き続き重要な項目とし、施策の基本方向内容を見直して位置付けております。

Ⅱの「誰もが活躍できる環境づくり」につきましては、国の第5次基本計画などを参考に、基本方向の項目を見直しております。

まず、(1)「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」は、八戸市における女性人口が過半数を占めているのに対し、主に民間企業や行政などにおける、役員や管理職、付属機関の委員などの女性比率が低い現状を鑑み、それを是正するための施策をまとめております。

具体的には、人材の育成を図るための①「女性のキャリアアップの充実」と、各分野における取組を加速させるための②「女性登用の拡大」で構成しております。

この施策のうち、①「女性のキャリアアップの充実」につきましては、事業者アンケートの結果においても、女性の活躍を促進するための取組として、「業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や性別に関係なく実施している」と多くの事業者が回答しており、国においてもリカレント教育や学び直しが必要とされていることから、これまでの促進から、充実と言い換え、施策として掲載しております。

(2)「働く場における男女共同参画の促進」は、市民・事業所アンケートで、行政が力を入れるべきこととして、子育てや介護を支援する施設・サービスの充実など、仕事と家庭の両立支援に関することからを選択する方が多かったこと、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることが、持続可能な地域社会としての八戸市にとって欠かせないことから、①「男女雇用機会均等と格差の是正」、②「仕事と生活の調和の推進」、③「子育て、介護支援施策の充実」の3つで構成しております。

(3)「地域生活における男女共同参画の推進」は、国の第5次基本計画の中で、近年、若い女性の大都市圏への転入超過が増大しており、その背景として、地方では固定的な性別役割分担意識が根強く存在し、女性の出番と居場所を奪っている、と

の分析があることと、市民アンケートの地域活動への参画度に関する設問において、町内会活動に参加したことがないが約4割、市民団体に参加したことがない・参加したくないが約5割と自治会や市民団体などに対する参加意欲が軒並み低い、という結果を受けたことや、その背景として特に地域活動については「よくわからない」という答えも多くあることから、国が示す出番と居場所づくりを意識し、①「女性が参画しやすい地域活動の促進」、②「誰もが居心地の良い環境の整備」の2つを掲載しております。

次に、Ⅲ「誰もが安全・安心に暮らし続けられる社会づくり」の(2)「生活上の困難に対する支援と多様性の尊重」は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景に、女性は貧困等の生活上の困難に陥りやすいこと、固定的な性別役割分担意識などのアンコンシャス・バイアスを背景として、性的指向や性自認、高齢なことや障がいがあること、国籍の違いなどの理由により、複合的に生きづらさをもたらす場合があることから、①「ひとり親家庭等に対する生活安定の支援」、②「高齢者や障がい者、外国人、性的指向・性自認等を尊重する環境の整備」の2つを掲載しております。

ここで、当市では「性的指向・性自認等」という表現を用いしましたが、よく耳にする言葉では、「性的マイノリティ」、「LGBT」、「LGBTQ+」についてのうち、今回は「性的マイノリティ」という用語を用いて、市の考え方をご参考までにお話しさせていただきたいと思っております。

性のあり方を巡っては、今朝も札幌地裁が下した同性婚の話題が報道されており、その他にも、連日様々な話題が取り上げられているところではございますが、市では、第5次基本計画の策定に当たり、生きづらさを感じているすべての人が誰一人取り残されることのないよう、幅広く多様な人々を包摂した男女共同参画社会の構築を目指す内容とする必要があると考えております。このようなことから、性的マイノリティに関する施策の位置づけや具体的な内容につきましても、委員の皆様からの意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

ご参考までに他自治体の取組についてご紹介しますと、性的マイノリティに関する他自治体の取組では、「男女共同参画基本計画」から「男女」の字句を外すことで、性の多様性に配慮したとする自治体がある一方で、性的マイノリティという用語に差別的な語感があるとして、基本計画に性的マイノリティという用語を使用せず、多種多様と修正し、使用しない方針を決めた自治体もございます。

このような背景もあり、当市では第5次基本計画の骨子案において「性的指向・性自認等」と表現しております。

また、多様な考え方の中には、男女のほかにも性別があるとの考え方もあると思わ

れます。

そのような考え方について、当市が基本計画の中で「男女」を用いる理由といたしましては、基本計画が男女共同参画社会基本法を基調とした「八戸市男女共同参画基本条例」に基づき策定するものであり、基本法や条例の考え方は、本来、男女の性別やアンコンシャス・バイアスなどから生まれる格差を是正することを目的としているものと考えことから、当市では国の考え方と同様、あらゆる性的指向・性自認等の在り方を尊重して考えつつ、性的指向・性自認等で生きづらさを感じている方々を包摂して考えております。

このようなことから、骨子案では、基本的に「男女」を用いており、内容によっては「だれもが」、「すべての人が」、というように使い分けて掲載したところです。次に、「配偶者等の暴力の防止と被害者支援」についてですが、その必要性から、第4次基本計画では「男女間の暴力の防止と被害者支援」としていたところを暴力は男女間に限らないことから、「配偶者等の暴力」と言い換え、「地域防災における男女共同参画の推進」とともに位置づけております。

次で主な説明については、最後になりますが、実施施策の最後、「②生涯を通じた男女の健康の保持・増進」についてですが、こちらは第4次基本計画では「保持・促進」としていたところでしたが、健康については「保持・増進」の方が現代においては適切と考えたことから、見直しております。骨子案についての説明については以上となります。

今後は、実施施策に対応する具体的な事業・取組の登載作業に入りますが、委員の皆様のご意見、市民・事業所アンケートのさらなる分析などをもとに適宜修正を加え、今後開催する庁内関係課会議においても意見を聞きながら、調整してまいります。

なお、骨子案に対するご意見やご質問、ご提案などにつきましては、3月29日を期限とし、質問票にて受け付けたいと考えております。

年度末のお忙しいところ恐縮ですが、ご意見やご質問がある場合には、メールでもファックスでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

最後に【資料5】「第5次八戸市男女共同参画基本計画策定スケジュール案」をご覧ください。

今後の第5次基本計画の策定に係るスケジュールは、今後3回程度の審議会や、庁内関係課とのワーキング会議などを行い、年内の策定を目指します。

また、令和3年度は第4次基本計画の最終年に当たっていることから、年度始めの4年間の総括評価や、2月の審議会には、4次基本計画の最終進捗報告を予定しております。

ただし、新型コロナウイルス感染症に関しては、ワクチン接種などの対策も講じられる見込みではありますが、依然予断を許さない状況にあり、接種会場や人員の確保等、事務局を含めた行政側も、今後は柔軟に対応せざるを得ない場合も考えられることが

ら、スケジュールどおりではないことも想定されます。その際には、恐れ入りますが、スケジュールの調整に御理解・御協力をお願いします。事務局からの資料説明は以上となります。

#### ●会長

それでは、ただ今説明のありました骨子案や、そのほかの議事につきましても、御意見や御質問があった場合には、質問票にて受け付けるとのことですので、委員の皆さん、よろしく願いいたします。本日予定していた議事は以上ですが、その他委員の皆様から何かございますか。

#### ●委員

アンケート調査の結果についてですが、資料2の事業者アンケートの結果概要を見て、2ページ目の男性の育児休業取得率が21.4%と非常に他と比べて高い結果が出ているようです。

なぜ、こういう結果になったのだろうかといういろいろ考えたのですが、まず資料2-2の事業所アンケートの速報値の4ページ目、「貴事業所における従業員の育児休業の取得状況についてご回答ください。」という設問についてですが、男性、配偶者が出産した従業員、取得者数、これは男性の従業員に対して配偶者が出産した従業員の人数が何人でしょうかということでしょうか。

取得者数としたところ、もしかすると、この男性が取得したのではなくて、配偶者が取得したという数が紛れ込んでいるのかもしれないということが一つと、多くの事業所の理解がまだ進んでいない部分があって、育児休業と子の看護休暇の関係が分かっていない、あるいは、会社独自に配偶者が出産する時に出産休暇という制度を設けている会社があります。出産日あるいは、出産日とその前後の日だったりという会社独自の休暇制度があります。

子の看護休暇というのは、単発で突発的な理由があって急に1日休まなければならないという時に利用されるもので、育児休業というものはある一定の期間、1年以内の期間が原則です。比較的長期に休むのが育児休業ですが、半年ぐらい前に1日だけ育児休業を取得して、男性が1日だけ月末にとると1か月分の社会保険料が浮くという、そういう抜け道があるのが良くないという報道がありましたけれども、1日の育児休業が認められないということは、法律にはないのですが、これは育児休業と言えるのでしょうか。1日だけだと、子の看護休暇と考えることが常識的な解釈だと思います。逸脱した取り方をするケースもあるので、この質問の仕方に対しては、育児休業について解説を加えてはいかがでしょうか。

子の看護休暇や出産が、出産日当日に配偶者が出産するという会社独自休暇ではなくて、ある一定の期間休業にしないと、もしかすると誤解して記入した可能性があるのではないかと考えました。

●事務局

ご指摘の御意見、特に配偶者が取得した数と誤解したのではないかというご意見は、盲点でありましたので、なるほどと思って伺いました。

お話の中で、設問への解説がというところでお話がありましたが、前回 27 年度調査でも同じ聞き方をしておりまして、育児休業の下に解説を付けておりまして、育児・介護休業法に定められた育児休業を指し、育児目的で取得した年次有給休暇などは入れないでくださいと注釈を書いておりますけれども、もしかしたらそこが見えづらい、もしくは事業主がそこを区別して考えていないということがあるかもしれません。

あとは、逸脱した取り方があるという、ご専門でらっしゃる委員のご意見を伺い、そういったこともあるのかと思った次第です。参考にさせていただきたいと思えます。

ありがたいご意見だと考えておりました。事務局でもここは悩んだところでした、今後の分析作業を進めて行くにあたって、どのように示したら真意が伝わるのか、第 5 次基本計画にどのようにして記載したらよいものか、今後ご教示くださるようよろしくお願いいたします。

●会長

事務局から何かございますか。

●事務局

事務局より一言ご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日、年度末にもかかわらず、大変お忙しい中、お集まりいただき大変ありがとうございました。今日お示した骨子案につきましては、あくまでもたたき台となります。今後、策定に向けて、委員の皆様からいろいろな御意見をいただきながら、修正していければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、次回の男女共同参画審議会のスケジュールについてですが、令和 3 年度 7 月頃を予定しております。皆様、日程調整の方もご対応をよろしくお願いいたします。若干余談になるのですが、男女共同参画に纏わる状況といたしましては、少し前になります、オリンピック、パラリンピックの前森会長さんのご発言がきっかけとなりまして、ジェンダー平等という言葉が俄かに取り上げられることとなりました。現在、八戸市でも開催中であり、八戸市議会三月定例会の中で議員から一般質問等が出されている状況でございます。

また、去年の 12 月になります、同じ青森県内の弘前市が、東北地方では一番最



初にパートナーシップ宣誓制度を立ち上げてございます。この制度はどのようなものかといいますと、同性婚の方が社会的な位置づけが認められずに、法的に差別を受けているという状況があって、全国各地で訴訟が起きている状況にございます。昨日のニュースの中では、札幌地裁でこの同性婚に係る訴訟の判決が出ておりまして、あくまでも地方の裁判所の判決なので、まだ確定ではないとは思いますが、認められないことは憲法違反であると昨日のニュースで取り上げられておりました。このように男女を取り巻く社会情勢も、日々刻々と変化しておりますので、我々が目指しております基本計画も、おそらく市民の方々から大変注目される状況になるかと考えられますので、策定に向けて進めて行く上では、慎重かつ丁寧に進めてまいりたいと考えておりますので、皆様どうぞよろしく願いいたします。

《事務局より解嘱予定の委員へ謝辞》

《委員挨拶》

《会長コメント》

●会 長

ありがとうございました。以上で、本日の議事を終了いたします。進行を司会へお返ししたいと思います。

●事務局

委員の皆さま、本日は年度末のお忙しい中、ご審議等を賜り、ありがとうございました。これをもちまして、「令和2年度第3回八戸市男女共同参画審議会」を終了いたします。